

アドミニストレーション

第13巻3・4合併号

2007年3月

市村憲治教授、高岩顕一助教授退職記念号

市村憲治教授略歴 (i)

高岩顕一助教授略歴 (iii)

巻頭の辞

市村憲治先生への献辞 松野 了二 (1)

高岩顕一先生への献辞 松野 了二 (3)

論説

女性の地域間移動とその方向性
—天草高卒女子クラス47名の35年間の追跡調査を中心に— 米澤 和彦 (5)

GTD理論に基づくWeb2.0時代の
メール処理手法に関する実践と考察 藤本竜之介・油田健太郎 (19)

中国の行政許可手続に関する考察(二)(完)
—中華人民共和国行政許可法の規定を中心として— 上拂 耕生 (47)

全国民の「代表」としての議員の地位
—ドイツにおける議論を基に— 苗村 辰弥 (83)

英語教育と日本文学の融合
—『伊豆の踊子』を入り口にして— 進藤 三雄 (107)

調査報告

802.1X 認証技術を導入した
学内情報セキュリティ強化 油田健太郎・藤本竜之介 (131)

判例研究

条例による産業廃棄物処理施設の規制
—最高裁平成16年12月24日
第2小法廷判決 判例時報1882号— 桑原 隆広 (147)

資料

「電子登録債権法制に関する中間試案」に対する意見
..... 高木 正則・古屋 壮一 (165)

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会员）
- (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生（院生会員）
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生（学生会員）
- (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者（特別会員）
- (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会员であった者、およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

————— (略) —————

第5章 著作権

【著作権の帰属】

第15条 熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』に掲載した著作物の著作権は、熊本県立大学総合管理学会に帰属する。

2 著作物の内容の責任は、著作者が負う。

付 則

————— (略) —————

この会則は、2002年7月25日から施行する。但し、第15条については、熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』第1巻第1号に遡って適用されるものとする。

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学名誉教授・元学長）

会 長 松野 了二（熊本県立大学総合管理学部学部長）